

4月から
スタート

(((障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)))

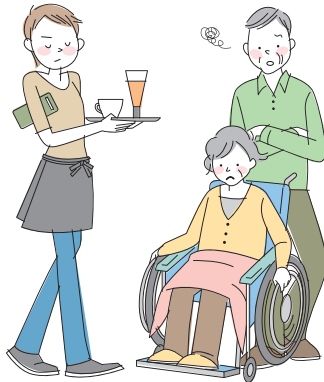
障害者差別解消法

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。
〈問い合わせ先・相談窓口〉 障害福祉課 (☎ 82-1170)

不当な差別的 取扱いの禁止 とは？

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否または制限したり、条件を付けたりすることを「不当な差別的取扱い」といいます。ただし、他に方法がない場合はあてはまりません。「不当な差別的取扱い」をすることは行政機関や事業者で禁止されています。

例えば…



お店に入ろうとしたら、車椅子を利用して、お断りされた。



スポーツクラブや習いごと教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。



アパートの契約をするとき、障がいがあることを理由に断られた。

合理的 配慮の提供 とは？

障がいのある人から、何らかの対応を求められた場合、負担になりすぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。合理的配慮にあてはまるかは個別のケースで異なります。合理的配慮の提供は、行政機関では必ず行う必要がありますが、事業者はできるだけ行うことになっています。

例えば…



交通機関の乗り物の乗り方が分からず職員に聞いたが、分かるように説明してもらえなかった。



車椅子で施設内の段差があるところで助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった。



障がいがあるのに説明する人が必要と伝えたが、書類を渡されただけで説明してもらえなかった。

◎「障害者差別解消法」についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ (障害を理由とする差別の解消の推進)
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者施策

検索